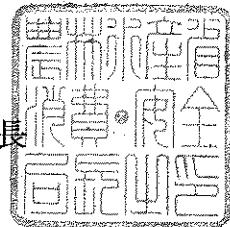


29 消安第6926号
平成30年4月5日

一般社団法人 全国植物検疫協会
会長 花島 陽治 殿

農林水産省消費・安全局長



輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領の一部改正
について

今般、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）の別表1の2及び別表2の2に係る検疫措置を必要とする植物に対する輸入検疫の実施の詳細を規定する「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」（平成10年3月30日付け10農産第2122号農産園芸局長通達）を別紙のとおり一部改正したので、お知らせします。



「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」
 (平成10年3月30日付け10農産第2122号農産園芸局長通達)
 新旧対照表

改正後		現行			
(目的及び定義) 別記(第2関係)		(目的及び定義) 別記(第2関係)			
輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項					
輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項					
検疫対象有害動植物	要求事項	検疫対象有害動植物	要求事項		
1～5 「略」	「略」	1～5 「略」	「略」		
6 <i>Bactericera cockerelli</i>	当該植物が輸出される前に、茎及び虫に被害を及ぼす幼虫が確認されると、該植物は輸出されない。ただし、該植物が輸出される前に、茎及び虫に被害を及ぼす卵が確認されると、該植物は輸出されない。	6 <i>Bactericera cockerelli</i>	本害虫の防除が十分に行われた場合(栽培施設を含む。)で栽培前に茎及び虫に被害を及ぼす幼虫が確認されると、該植物は輸出されない。		
7 <i>Bactericera nigricornis</i>	当該植物が輸出される前に、茎及び虫に被害を及ぼす幼虫が確認されると、該植物は輸出されない。ただし、該植物が輸出される前に、茎及び虫に被害を及ぼす卵が確認されると、該植物は輸出されない。	7 <i>Bactericera nigricornis</i>	本害虫の防除が十分に行われた場合(栽培施設を含む。)で栽培前に茎及び虫に被害を及ぼす卵が確認されると、該植物は輸出されない。		
8 <i>Bactericera trigonica</i>	当該植物が輸出される前に、茎及び虫に被害を及ぼす卵が確認されると、該植物は輸出されない。ただし、該植物が輸出される前に、茎及び虫に被害を及ぼす卵が確認されると、該植物は輸出されない。	8 <i>Bactericera trigonica</i>	本害虫の防除が十分に行われた場合(栽培施設を含む。)で栽培前に茎及び虫に被害を及ぼす卵が確認されると、該植物は輸出されない。		

9 <i>Circulifer tenellus</i> (テ ンサイヨコバイ)	当該植物が輸出され前に、茎 葉を差し有虫の有無を検査する ときに卵を含む並びに成虫に及 び害虫を確認する。	当該植物が輸出され前に、根 茎葉を差し有虫の有無を検査す るときに卵を含む並びに成虫に及 び害虫を確認する。
10 <i>Diabrotica undecimpunct ata</i> (ジユウイチホシウリ ハムシ)	当該植物が輸出され前に、根 茎葉を差し有虫の有無を検査す るときに卵を含む並びに成虫に及 び害虫を確認する。	当該植物が輸出され前に、根 茎葉を差し有虫の有無を検査す るときに卵を含む並びに成虫に及 び害虫を確認する。
11 <i>Naupactus leucoloma</i> (シ ロヘリクチブトゾウム シ)	当該植物が輸出され前に、根 茎葉を差し有虫の有無を検査す るときに卵を含む並びに成虫に及 び害虫を確認する。	当該植物が輸出され前に、根 茎葉を差し有虫の有無を検査す るときに卵を含む並びに成虫に及 び害虫を確認する。
12 <i>Otiorrhynchus ovatus</i> (イ チゴクチブトゾウムシ)	当該植物が輸出され前に、根 茎葉を差し有虫の有無を検査す るときに卵を含む並びに成虫に及 び害虫を確認する。	当該植物が輸出され前に、根 茎葉を差し有虫の有無を検査す るときに卵を含む並びに成虫に及 び害虫を確認する。
13・14 [略]	[略]	[略]
15 <i>Trioza apicalis</i>	当該植物が輸出され前に、葉 に付着した卵の有無を検査す ること。	当該植物が輸出され前に、葉 に付着した卵の有無を検査す ること。

ながごこ当法欄つを と。どう(当法欄つを なが消含記本査 と。と行旨の定をこ るこをのそ所毒いこ るをと日証當てす 明虫たる行を、に書 虫明 査本さで毒む載害証 査本さで毒む載害証	16～19 「略」 20 <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i> 当該植物の生育期中又は輸出伝子 PCR法等の適切な検定を行つて本認する 査的手法にていな証明書を検査する 旨のと と。	16～19 「略」 20 <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i> 媒介昆蟲の防除が十分に行われ たほ場で栽培され、当該植物の生 育等の中適切な遺伝子的手段を検査 する旨のと と。
	21～31 「略」	21～31 「略」